

都市型軽費老人ホーム わとなーる葛西 料金表

月額利用料金

- ① 居住費（家賃相当分） 50,000 円
- ② 生活費（食費、共用部の水道光熱費、日用品費など） 46,090 円
- ③ 居室に係る光熱費 10,000 円
- ④ サービスの提供に要する費用（下記図参照）

〔単位：円〕

収入区分	本人負担額	収入区分	本人負担額
1,500,000 以下	10,000	2,300,001～2,400,000	45,000
1,500,001～1,600,000	13,000	2,400,001～2,500,000	50,000
1,600,001～1,700,000	16,000	2,500,001～2,600,000	57,000
1,700,001～1,800,000	19,000	2,600,001～2,700,000	64,000
1,800,001～1,900,000	22,000	2,700,001～2,800,000	71,000
1,900,001～2,000,000	25,000	2,800,001～2,900,000	78,000
2,000,001～2,100,000	30,000	2,900,001～3,000,000	85,000
2,100,001～2,200,000	35,000	3,000,001～3,100,000	92,000
2,200,001～2,300,000	40,000	3,100,001 以上	143,600

合計 ①+②+③+④=116,090 円～249,690 円

上記費用の他に、下記が必要となります。

- ⑤ 入居時保証金 100,000 円（入居時にお預かりします）
 - 入居時に一括でお支払いが難しい方は、入居契約前に申請していただき、覚書の取り交わしを行った上で分割でのお支払いを承ります。
 - 事業者は、都市型軽費老人ホームの明け渡しがあったときは、遅滞なく、保証金を無利息で利用者に返還します。
 - ただし、都市型軽費老人ホームは、保証金を以下の場合に引き当てることとします。
 1. 利用料が未納となった場合
 2. 都市型軽費老人ホームの明け渡し時に、利用者の故意または過失により汚損、破損、若しくは消滅したなどの原状回復にかかる費用
 - 事業者は、都市型軽費老人ホームの引渡しに際して、前項を清算の上、入居時保証金を利用者又は保証人等に返還します。

注 1 サービス提供に要する費用については、前年の対象収入により決定します。対象収入による階層区分は、収入額から必要経費（租税、社会保険料、医療費等）を引いた金額です。入居後も毎年、所得課税証明書等の確認資料を提出いただき、当該年度のサービス提供に要する費用の本人負担額を決定します。

注 2 契約開始日、契約終了日が月途中である場合、サービス費・生活費のみ、該当月の暦日数で日割り計算し、請求するものと致します。（※小数点以下第 1 位を四捨五入し、1 円単位といたします。）

注 3 2 日前の正午までに欠食する旨の届出があった場合、朝食 300 円、昼食 350 円、夕食 350 円を欠食返金分として当月分の請求にて精算致します。

注 4 その他、個人的に必要な経費（医療費、介護保険、嗜好品など）は自己負担になります。